

久慈市水防計画



久慈市

久慈市水防計画追録加除整理一覧表

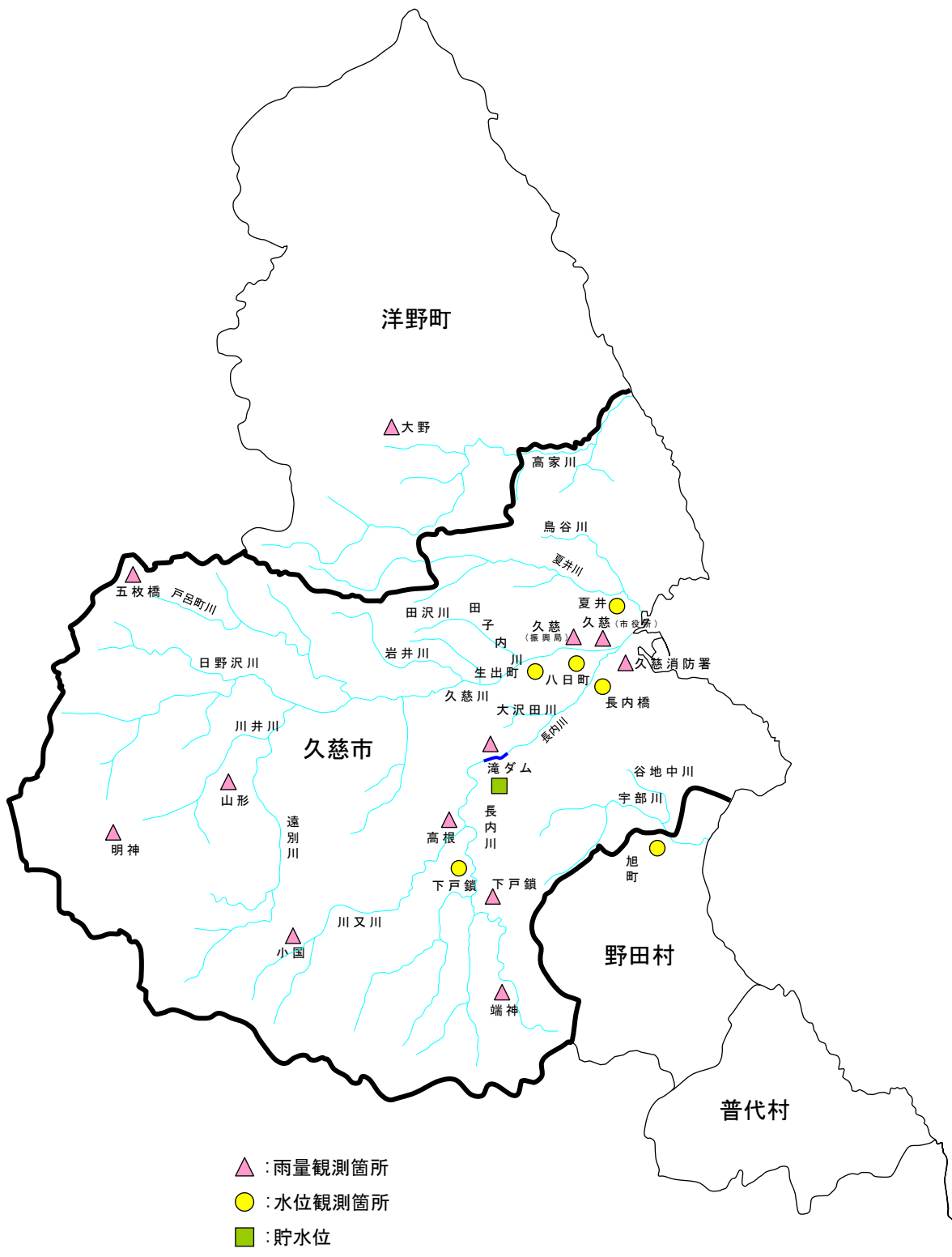
追録の加除整理をされたときは、必ず、その追録号数、内容現在年月日及び加除整理年月日をこの表に記入し、押印してください。

台本 平成22年2月2日 現在

追録号数	内容現在	加除整理	整理者印
第1号	平成25年3月25日	年 月 日	
第2号	平成26年2月21日	年 月 日	
第3号	平成27年3月26日	年 月 日	
第4号	平成28年3月25日	年 月 日	
第5号	平成29年3月24日	年 月 日	
第6号	年 月 日	年 月 日	
第7号	年 月 日	年 月 日	
第8号	年 月 日	年 月 日	
第9号	年 月 日	年 月 日	
第10号	年 月 日	年 月 日	
第11号	年 月 日	年 月 日	
第12号	年 月 日	年 月 日	
第13号	年 月 日	年 月 日	

追録号数	内 容 現 在	加 除 整 理	整理者印
第14号	年 月 日	年 月 日	
第15号	年 月 日	年 月 日	
第16号	年 月 日	年 月 日	
第17号	年 月 日	年 月 日	
第18号	年 月 日	年 月 日	
第19号	年 月 日	年 月 日	
第20号	年 月 日	年 月 日	
第21号	年 月 日	年 月 日	
第22号	年 月 日	年 月 日	
第23号	年 月 日	年 月 日	
第24号	年 月 日	年 月 日	
第25号	年 月 日	年 月 日	
第26号	年 月 日	年 月 日	
第27号	年 月 日	年 月 日	
第28号	年 月 日	年 月 日	

雨量、水位観測箇所図



別表6 - 2(4) - 1 雨量、水位の観測箇所 P67参照

第1章 総 則	
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 水防の責任	1
第4節 水防管理団体、水防管理者	1
第5節 安全配慮	1
第2章 水防組織	
第1節 市の水防組織	3
第2節 久慈市水防本部	3
第3節 久慈市消防団の任務	3
第4節 県の水防組織	3
第5節 県水防本部並びに県北広域振興局水防隊への連絡	4
第6節 執務時間外における連絡	4
第3章 堤防及び重要水防箇所等の巡視	
第1節 堤防巡視	5
第2節 重要水防箇所	5
第3節 重要水防区域	6
第4節 滝ダムからの操作・放流連絡	6
第4章 樋門、管門並びに閘門の操作	
第1節 樋門、管門並びに閘門の操作	7
第2節 樋門、管門	7
第3節 閘門	7
第5章 水防用設備資材、器具及び土地の使用、収用	
第1節 資器材の整備	8
第2節 資器材及び土地の使用、収用	8
第3節 輸送の確保	8
第6章 雨量、水位の通報並びに氾濫注意水位・氾濫危険水位	
第1節 岩手県所管の観測通報	9
第2節 雨量の観測箇所並びに通報連絡	9
第3節 雨量の通報要領	9
第4節 水位の観測箇所並びに通報連絡	9
第5節 水位の通報要領	10
第6節 水位の公表	10
第7節 関係機関との連絡	10

第7章 浸水想定区域における円滑かつ

迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節	浸水想定区域における円滑かつ 迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	11
第2節	要配慮者利用施設の利用者の 避難の確保のための措置に関する計画の作成等	11
第3節	洪水・津波・高潮ハザードマップ	11
第4節	避難促進施設に係る避難計画	12
第5節	水位周知下水道等の指定時の対応	12
第6節	雨水出水浸水想定区域等の指定時の対応	12

第8章 通信連絡

第1節	通信連絡	13
第2節	緊急連絡	13
第3節	伝令	13
第4節	水防信号	13

第9章 気象情報連絡通報

第1節	気象情報	14
第2節	気象広報	14

第10章 水防警報、水位情報の通知及び周知

第1節	水防警報	15
第2節	水位情報の通知及び周知	16
第3節	津波に関する水防警報	17

第11章 堤防異常の報告、警戒、出動水防開始

第1節	堤防異常の報告	19
第2節	警戒、出動水防開始	19

第12章 決壊・漏水等の通報、避難立退及び救助

第1節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	20
第2節	警戒区域の指定	20
第3節	避難勧告・指示等	20
第4節	避難及び立退	20
第5節	救助	21

第13章 協力及び応援	
第1節 河川管理者の協力	22
第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定	22
第3節 自衛隊の派遣要請	22
第14章 費用負担と公用負担	
第1節 費用負担	23
第2節 公用負担命令権限証	23
第3節 公用負担命令票	23
第15章 その他	
第1節 優先通行標識	24
第2節 身分証票	24
第3節 水防活動実施報告	24
第4節 水防功労者推薦	24
第5節 公務災害補償	24
第6節 水防訓練計画	25
第7節 水防協力団体	25
別表	35
資料	101

久慈市水防計画

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岩手県知事から指定された指定水防管理団体である久慈市が、法第33条第1項の規定に基づき作成する計画で、市域にかかる洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらの災害から市民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、法第7条第1項の規定に基づいて作成されている「岩手県水防計画」に応じて策定するものである。
- 2 市域にかかる防災に関する事項は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「久慈市地域防災計画」に定めるところであるが、前節の計画の目的に対応するため、その固有な事項についてこの計画を「久慈市水防計画」として策定するものである。
- 3 この計画に関して必要な事項については、「岩手県水防計画」及び「岩手県主要河川重要水防箇所図」並びに「久慈市地域防災計画」の定めるところによる。

第3節 水防の責任

久慈市は、法第3条の規定により市域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

第4節 水防管理団体、水防管理者

この計画において、法第2条の規定に基づき水防管理団体、水防管理者の定義は次のとおりとする。

- (1) 「水防管理団体」とは、前節の水防の責任を有する久慈市をいう。
- (2) 「水防管理者」とは、水防管理団体の長である久慈市長をいう。

第5節 安全配慮

久慈市は、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団等水防活動従事者自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団等水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

また久慈市長は、消防団員等水防活動従事者自身に配慮した水防計画を定めなければならない。

津波に対する各海岸における消防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針を次の通り定める。

【消防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針】

- 1) 「久慈広域消防職・団員の津波に対する安全管理マニュアル」に基づく、安全確保対策を推進する。
- 2) 同マニュアルに基づき、活動可能時間を「津波到達予測時間15分前」までとする。

なお、津波対策の河川管理施設および海岸保全施設については、今後全箇所について消防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針をこの計画に定めるものとする。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

水防管理者は、法第10条第3項及び第16条第3項並びに気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水、雨水出水、津波及び高潮等についての水防活動を必要とする予報及び警報の通知があったとき、または市内に震度4以上の地震が発生し水災の危険が予想されるとき、その危険が解消するまでの間、市に水防本部を置いて、水防事務を処理する。

ただし、久慈市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第2節 久慈市水防本部

久慈市水防本部（以下「水防本部」という。）は、総務部消防防災課（久慈市防災センター 電話52-2111 内線561、562）に置き、その組織は「久慈市災害警戒本部」によるものとする。

なお、関係各課の防災活動においては、所管の情報収集のほか必要な応急対策の実施に当たるものとする。

【市の活動体制 災害警戒本部 別表2-2-1】 (P35)

【久慈市災害警戒本部設置要領 別表2-2-2】 (P46)

第3節 久慈市消防団の任務

法第6条の規定に基づく水防団は、久慈市にあつては、久慈市消防団（以下「消防団」という。）が兼務する。

消防団は、法第5条第3項の規定により水防管理者の所轄の下に行動するものとし、各分団長は、その地区河川海岸の「水防担当区域」を巡視警戒し、常にその状況を把握するとともに、水防事務を迅速に処理し得るよう情報、水量、その他必要と認められる水防に関する一切の事項を適時消防団長及び水防本部に報告し、必要な指示を受け、水防工法の実施、避難立退の指示・誘導、救助等の水防活動に従事するものとする。

ただし、各分団長は事態が急を要し、本部の指示を受けるいとまがないときは、時機を失せず、必要な措置をとるものとする。

【久慈市消防団組織図 別表2-3-1】 (P48)

【水防担当区域 別表2-3-2】 (P49)

第4節 県の水防組織

1 県水防本部

県土整備部河川課 電話 019-629-5903（河川海岸担当）

2 県北広域振興局水防隊

県北広域振興局土木部 電話 53-4990（河川港湾課 河川砂防チーム、港湾チーム）

第5節 県水防本部並びに県北広域振興局水防隊への連絡

県水防本部への情報連絡並びに雨量及び水位の連絡、その他水防に関する一切の事項は、県北広域振興局水防隊に連絡するものとする。

ただし、危険が切迫していると認められるとき、または破堤のために避難を要する等の場合は、岩手県水防計画第10章第6節により、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

久慈警察署	電話	53-0110
NHK盛岡放送局	電話	019-626-8826
(株)IBC岩手放送	電話	019-623-3141
(株)テレビ岩手	電話	019-623-3530
(株)岩手めんこいテレビ	電話	019-656-3303
(株)岩手朝日テレビ	電話	019-629-2525
(株)エフエム岩手	電話	019-625-5514

第6節 執務時間外における連絡

執務時間外に発せられる水防上必要な情報の伝達について、水防本部は速やかに「執務時間外連絡系統図」により水防関係者へ連絡するものとする。

【執務時間外連絡系統図 別表2-6】 (P51)

第3章 堤防及び重要水防箇所等の巡視

第1節 堤防巡視

1 平常時

水防管理者、消防団長は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第13章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 出水時

水防管理者は、第8章による気象状況の通知を受け、かつ、水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水の兆しがある場合、または市内に震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想される場合は、消防団長に警戒出動を命じ、各分団長は第2章第3節により、巡視警戒して、決壊、地滑り、亀裂、構造物埋設箇所を、次の状態に注意して査察し、異状の箇所がある場合は、直ちに水防本部にその程度を急報するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第12章第1節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

第2節 重要水防箇所

市内河川海岸の内、特に危険と認められる「重要水防箇所」の河川区域及び「高潮警戒区域」について、巡視警戒を厳重にする水防態勢とする。

【重要水防箇所評定基準 別表3-2-1】 (P52)

【重要水防箇所 別表3-2-2】 (P55)

第 3 節 重要水防区域

重要水防箇所以外の河川海岸区域とする。

第 4 節 滝ダムからの操作・放流連絡

滝ダムの操作、または放流する場合について、滝ダム操作規則及び滝ダム操作実施要領等に定めるところにより、県北広域振興局土木部滝ダム管理事務所から事前にその旨が関係機関に通報され、貯水池の状況その他必要な事項等は随時連絡通知される。

【堰堤門扉連絡系統図(滝ダム) 別表 3-4】 (P57)

第4章 樋門、管門並びに閘門の操作

第1節 樋門、管門並びに閘門の操作

樋門、管門並びに閘門を管轄する分団により操作するものとする。

【河川水門一覧 別表4-1-1】(P58)

【海岸水門一覧 別表4-1-2】(P63)

第2節 樋門、管門

各分団長は樋門、管門箇所の小河川、下水溝の増減水の状況により、消防団長及び水防本部の指示に従い処置を講ずるとともに、開閉の都度水防本部へ速報するものとする。

ただし、急を要する場合は分団長において臨機の処置を講ずるものとする。水防本部においては、県北広域振興局水防隊に速報するものとする。

第3節 閘門

- 1 洪水、津波時又は高潮時等における閘門の開閉は、予め県北広域振興局水防隊と協議を行い、開閉の都度、同水防隊へ速報するものとする。
- 2 高潮の際における門扉、水門等の操作は、各海岸水門の管理担当分団によるものとし、操作についての連絡は、「操作連絡系統図」のとおりとする。

【高潮の際における門扉、水門等操作連絡系統図 別表4-3】(P64)

第5章 水防用設備資材、器具及び土地の使用、収用

第1節 資器材の整備

水防管理者は、水防作業に必要な資材、器具を水防倉庫に備蓄し、随時整備するものとする。また、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は速やかな補充に努めるものとする。

なお、水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長および三陸国道事務所長又は県北広域振興局土木部長の承認を受けて使用することができる。

【水防用備蓄器具、資材一覧 別表5-1】 (P65)

第2節 資器材及び土地の使用、収用

水防倉庫に備えておく資材、器具等に不足を生じ、水防のためなお緊急に必要とする場合、水防管理者又は消防団長は、法第28条の規定により土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

ただし、この場合は法の規定するところにより、損失を受けた者に対し、水防管理者は時価によりその損失を補償する。

第3節 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、水防管理者は、県北広域振興局土木部長との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくよう努めるものとする。

また、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を想定して次のような輸送経路図を作成して県北広域振興局土木部長に提出しておくのが望ましい。

- ・ 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第6章 雨量、水位の通報並びに

氾濫注意水位・氾濫危険水位

第1節 岩手県所管の観測通報

水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、県北広域振興局土木部等は水防管理団体へ水位情報（または水防警報）をFAX等により通報し、送達を確認する。その後においては、雨量、水位とも岩手県河川情報ホームページに毎時雨量、水位の観測値が掲載される。ただし、回線途絶等の事由により当該観測値を掲載できないとき、または、状況に応じて県北広域振興局土木部及び県北広域振興局土木部滝ダム管理事務所から、以下の通報要領により水防管理者及び関係機関へ観測値が通報連絡される。

また、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、第9章第2節により通知及び周知される。

第2節 雨量の観測箇所並びに通報連絡

雨量の観測箇所は盛岡地方气象台、県北広域振興局土木部及び久慈消防署管轄の観測所とし、各観測施設の管理者は、気象注意報等の通知を受けたとき、または大雨のおそれがある場合には、次の雨量通報要領により、「連絡系統図」に基づいて、水防管理者及び関係機関へ連絡するものとする。

【雨量、水位の観測箇所 別表6-2(4)-1】 (P66)

【雨量、水位観測所及び関係機関の連絡系統図 別表6-2(4)-2】 (P67)

第3節 雨量の通報要領

- 1 前24時間雨量が50mmに達したときに通報を開始する。
- 2 通報は原則として3時間毎とする。
- 3 1時間雨量が10mm以上の場合は毎時通報とする。
- 4 前3時間雨量が5mm以下になったときは通報を中止して差支えない。

ただし水防本部は、降雨強度が著しく大きい場合等状況により、随時観測通報を要請するものとする。

第4節 水位の観測箇所並びに通報連絡

水位の観測箇所は、八日町量水標、生出町量水標、長内橋量水標、滝ダム、下戸鎖量水標、夏井量水標、旭町量水標とし、県北広域振興局土木部及び県北広域振興局土木部滝ダム管理事務所は、気象注意報等の通知を受けたとき、または増水のおそれがある場合には水位の変動を観測し、水防団待機水位（通報水位）に達した場合には、次の水位通報要領により、「連絡系統図」に基づいて、水防管理者及び関係機関へ連絡するものとする。

【雨量、水位の観測箇所 別表6-2(4)-1】 (P66)

【雨量、水位観測所及び関係機関の連絡系統図 別表6-2(4)-2】 (P67)

第5節 水位の通報要領

- 1 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、次のとおりである。

水系名	河川名	観測箇所	名称	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	既往最大		水防警報指定河川	備考 (水位情報)
								水位(m)	起因		
久慈川	久慈川	久慈市八日町	八日町	1.30	1.90	-	-	5.66	H28.8.30	○	通報、公表
久慈川	久慈川	久慈市生出町	生出町	1.60	2.30	3.10	3.40	4.84	H28.8.30	○	
久慈川	長内川	久慈市長内町	長内橋	2.90	3.50	3.60	4.00	5.10	H28.8.30	○	
久慈川	夏井川	久慈市夏井町	夏井	1.40	1.90	1.90	2.20	3.50	H28.8.30	○	
宇部川	宇部川	九戸郡野田村	旭町	1.50	2.00	-	-	-	-		

- 2 水位が水防団待機水位（通報水位）に達したときに通報を開始する。
- 3 通報は原則として1時間毎とする。
- 4 水防団待機水位（通報水位）に下がるまで通報を続ける。
ただし水防本部は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、または水位変動が著しい場合等状況により、随時観測通報を要請するものとする。

第6節 水位の公表

前節の観測水位は、岩手県河川情報ホームページへの掲載より公表される。公表時間間隔は1時間を原則とするが、洪水等において岩手県の判断により短くすることがある。

- ・岩手県河川情報ホームページ

<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>

- ・岩手県ホームページ携帯電話版

<http://kasen2.pref.iwate.jp/iwateT/servlet/Gamen1Servlet>

なお、携帯電話版ホームページ（「いわてモバイルメールサービス」
[<http://www.pref.iwate.jp/m/>]メニュー）から登録（無料）することにより、気象警報、地震・津波等のリアルタイム防災情報がメール配信される。

第7節 関係機関との連絡

水防本部においては、前6節の通報等により随時雨量、水位の状況を把握するとともに、必要に応じて関係機関との連絡、情報交換を行うものとする。

第7章 浸水想定区域における円滑かつ

迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水防止のための措置

市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったとき、又は雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったときは、市計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- 2 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 3 洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

第2節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

また、市は、市計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第3節 洪水・津波・高潮ハザードマップ

浸水想定区域をその区域に含む市長は、市計画において定められた前節に掲げる事項（土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第7条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

また、市は、洪水・津波・高潮ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておくものとする。

第4節 避難促進施設に係る避難計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により 市計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難計画には、次の事項を記載するものとする。

- 1 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- 2 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- 3 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- 4 その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第5節 水位周知下水道等の指定時の対応

水防管理者は、法第13条の2に基づく水位周知下水道の指定があった場合あるいは指定を行った場合及び、法第13条の3に基づく水位周知海岸の指定があった場合は、情報伝達等必要な対応方法を本計画に定めるものとする。

第6節 雨水出水浸水想定区域等の指定時の対応

水防管理者は、法第14条の2に基づく雨水出水想定区域の指定があった場合あるいは指定を行った場合及び、法第14条の3に基づく高潮浸水想定区域の指定があった場合は、法第15条第3項及び本計画本章第3節等に基づく各世帯への情報提供等を行うものとする。

第 8 章 通信連絡

第 1 節 通信連絡

関係機関相互間の通信連絡は、主として電話により行うこととする。

その他あらゆる通信施設を最高度に活用し、通信連絡に万全を期するものとする。

【水防関係機関電話番号一覧 別表 8-1】 (P68)

第 2 節 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて警察無線、警察電話、鉄道電話、東北電力株式会社専用線及び非常電話等あらゆる機関を通じて連絡を講ずるものとする。

第 3 節 伝令

近距離及び電話不通時等の連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、雨量計設置場所、水防倉庫、水防作業現場等には、連絡のための車両その他の施設を配置するものとする。

第 4 節 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、岩手県水防計画第 1 1 章のとおりである。

【水防信号（昭和36年 6 月 6 日 岩手県告示第437号） 別表 8-4】 (P69)

第9章 気象情報連絡通報

第1節 気象情報

警報事項は東日本電信電話株式会社から、また、盛岡地方気象台から発せられる気象予報・警報等は、岩手県知事から総合防災情報ネットワークシステムにより、水防管理団体並びに久慈広域連合消防本部へ連絡される。

その他に水防本部及び消防団は、テレビ・ラジオ放送、インターネット（下記ホームページ、いわてモバイルメールサービス等）等あらゆる手段を通じて気象情報、水防に関する情報を把握するものとする。

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

1 気象情報

気象庁

<http://www.jma.go.jp/>

盛岡地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/morioka/>

2 雨量・河川水位

岩手県：岩手県河川情報ホームページ

<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>

(携) <http://www.kasen.pref.iwate.jp/tel/iv/index.shtml>

国土交通省機関共通：国土交通省【川の防災情報】

<http://www.river.go.jp/>

(携) <http://i.river.go.jp/>

3 潮位・波高

国土交通省：全国港湾海洋波浪情報網「ナウファス」

<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

第2節 気象広報

前節による警報事項、気象予報・警報等の連絡があったとき及び第2章第1節の水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたとき、または上流の状況により増水のおそれがあるときは、水防管理者は消防団及び県北広域振興局水防隊、久慈警察署等の水防機関との連絡を行うとともに、防災行政無線等により迅速に地域住民及び関係機関に周知するものとする。

【気象広報伝達系統図 別表9-2】 (P70)

第10章 水防警報、水位情報の通知及び周知

第1節 水防警報

法第16条の規定により、岩手県知事が指定した河川について水防警報が発せられたときは、法第16条第3項の規定により直ちにその警報事項が水防管理者その他水防関係機関に通知される。なお、その際の伝達系統は、「岩手県知事の行う水防警報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達系統図」のとおりである。

【岩手県知事の行う水防警報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達系統図 別表10-1】（P71）

水防管理者は、水防警報が発せられたときは、法第17条の規定により、消防団を出動させ、または出動の準備をさせるとともに、必要に応じ、危険が予想される区域の住民等に周知するものとする。

水防警報を行う河川の区域並びに対象となる水位観測所、水防警報の範囲及び担当機関は次のとおりである。

1 久慈川水防警報

(1) 河川名 久慈川水系久慈川

左岸 久慈市大川目町第11地割56番18地先（岩井川合流点）から河口まで
右岸 久慈市大川目町第11地割57番3地先（岩井川合流点）から河口まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	零点高標高(m)	水防団待機水位 (通報水位)(m)	氾濫注意水位 (警戒水位)(m)
久慈川	八日町	1.20	1.30	1.90
久慈川	生出町	0.08	1.60	2.30

2 長内川水防警報

(1) 河川名 久慈川水系長内川

左岸 久慈市小久慈町第15地割10番4地先（小久慈橋）から久慈川合流点まで
右岸 久慈市小久慈町第60地割31番4地先（小久慈橋）から久慈川合流点まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	零点高標高(m)	水防団待機水位 (通報水位)(m)	氾濫注意水位 (警戒水位)(m)
長内川	長内橋	1.49	2.90	3.50

3 夏井川水防警報

(1) 河川名 久慈川水系夏井川

左岸 久慈市夏井町夏井第3地割5番1地先（生平橋）から久慈川合流点まで
右岸 久慈市夏井町夏井第3地割1番5地先（生平橋）から久慈川合流点まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	零点高標高(m)	水防団待機水位 (通報水位)(m)	氾濫注意水位 (警戒水位)(m)
夏井川	夏井	4.07	1.40	1.90

4 各河川における対象観測所の水防警報の範囲

準備	出動	解除	情報
水防団待機水位(通報水位)に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があるとみとめられたとき。	氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があるとみとめられたとき。	水防作業の必要がなくなったとき。	水防活動に必要なとき。

※岩手県水防計画で定める「水防警報の段階」

第1段階 準備

水防資材の整備点検、水門等開閉の準備及び幹部の出動等に対するもの。

第2段階 出動

消防(水防)団員の出動に対するもの。

第3段階 解除

水防活動の終了に対するもの。

5 担当機関

県北広域振興局土木部

第2節 水位情報の通知及び周知

法第13条第2項の規定により、岩手県知事が指定した河川について水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときは、関係機関に通知されるとともに、必要に応じて報道機関から周知される。なお、その際の伝達系等は、「岩手県知事の行う水防警報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の伝達系統図」のとおりである。

【岩手県知事の行う水防警報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の伝達系統図 別表10-1】(P71)

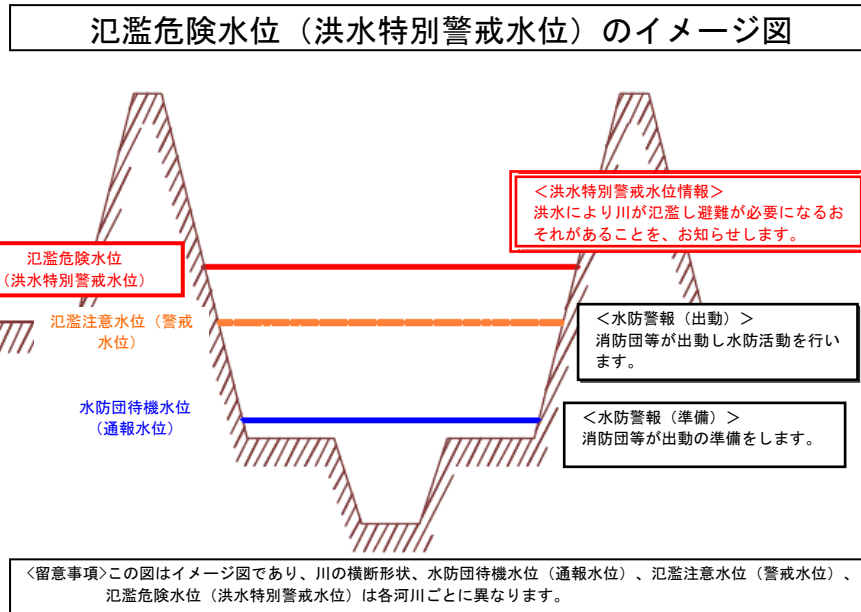
河川名、水位観測所、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)及び担当機関は次のとおりである。

1 河川名、水位観測所、避難判断水位

河川名	観測所名	避難判断水位(m)
久慈川	生出町	3.10
長内川	長内橋	3.60
夏井川	夏井	1.90

2 担当機関

県北広域振興局土木部

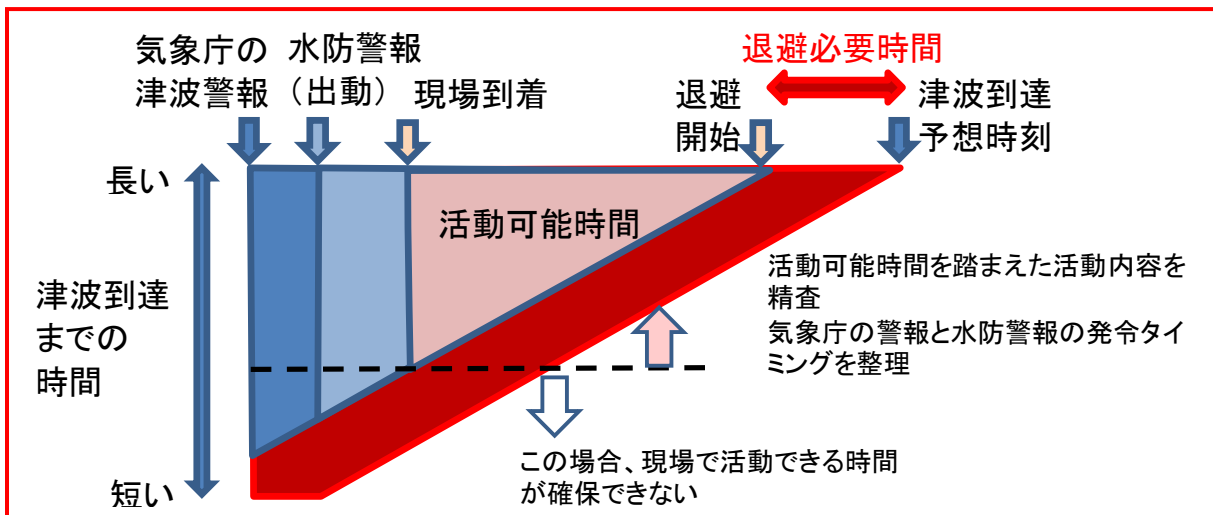


第3節 津波に関する水防警報

法第16条の規定による、知事が指定した海岸・河川についての津波水防警報については、気象庁が発表する津波予報及び警報に応じて、次のように発令されたとみなす。

種類	内容	発令基準
出動	消防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（第1章第5節）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、消防団員自身の安全確保に留意して、水閘門を閉鎖する。 また本計画に則り、消防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を実施する。	大津波警報発表 津波警報発表 津波注意報発表
解除	消防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針（第1章第5節）および各施設の操作規則、操作要領または管理協定等に則り、消防団員自身の安全確保に留意して、水閘門を開放する。 また本計画に則り、消防団員自身の安全確保に留意して、水防活動を終了する。	大津波警報解除 津波警報解除 津波注意報解除

（※平成25年4月1日現在、法第16条に基づき知事が指定した海岸・河川はない）



なお、活動可能時間に関しては、平成25年3月21日付け久本消第1115号にて久慈広域連合消防本部消防長より通知の「久慈広域消防職・団員の津波に対する安全管理マニュアル」に基づき、「津波到達予測時間15分前」までとする。

避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。

※ 以下の内容について、事前に定めておくこと。

- a. 消防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻
- b. 消防団員の安否確認方法（連絡体制）
- c. 水防活動内容の精査・重点化
- d. 消防団員の避難手段や避難経路の確認

第11章 堤防異常の報告、警戒、出動水防開始

第1節 堤防異常の報告

次の場合は、水防管理者は直ちに県北広域振興局水防隊に報告するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき。（その状況と措置の概況を含む。）
- 2 消防団が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。

第2節 警戒、出動水防開始

水防管理者は、法第17条の規定によるとき、前章並びに第2章第1節に適合するとき、第6章及び第8章第1節についての連絡等を受けたとき、または大雨のおそれがあり、出水が予想される等非常の場合、迅速に水防活動を実施するため、警戒態勢、消防団の出動、活動の段階等を「久慈市水防動員計画」に定める。

【久慈市水防動員計画 別表11-2】（P72）

- 1 水防管理者は、水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合は、即時活動開始できるよう消防団長に出動待機を命ずるものとし、分団長においては警戒、活動準備にあたるものとする。
- 2 水防開始の命令を受けた分団長は、最も迅速な方法を以って各団員を所定の配置に就かせ、直ちに第2章第3節により水防活動を実施するものとする。
- 3 各分団の水防担当区域においては、水防本部からの情報によるか、またはその地域の状況を判断して、分団長において出動及び水防活動を実施するものとする。
- 4 分団長は、前項の状況、活動の大要を消防団長に報告し、後に文書をもって水防本部に報告するものとする。
- 5 気象、上流、水位の各状況のほか堤防等現地の状況を勘案し、水災の危険がなくなったと判断されるときは、水防管理者は消防団長に全域又は一部の任務を解除することができる。

第12章 決壊・漏水等の通報、避難立退及び救助

第1節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者は直ちに関係者（市民、久慈警察署、県北広域振興局水防隊及び隣接市町村）に通報するものとする。

2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第2節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第3節 避難勧告・指示（緊急）等

1 避難勧告・指示（緊急）等の発令

水防管理者は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命・身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難勧告・指示（緊急）等を発令し、避難のための立退きを勧告又は指示する。

2 屋内での待避等の安全確保措置

ただし、避難のための立退きを行うことが、かえって人の生命・身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

3 避難勧告・指示（緊急）等の発令基準

避難勧告・指示（緊急）等の発令については「久慈市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき判断すること基本として、現地の状況や気象庁等からの各種情報の内容を総合的に勘案する。

第4節 避難及び立退

分団長は、堤防巡視中急激に増水し、または著しい事態の悪化のおそれがあり、危険が切迫しているときは、直ちに水防管理者及び消防団長に報告し、水防管理者の命令により必要と認める地域の住民に対し、避難及び立退を指示（報告のいとまがないときは分団長において）することができるものとする。水防管理者は、その地域の住民に対し立退を指示する場合には、久慈警察署

長にその旨を通知する。

分団長は、「指定緊急避難場所等」に避難誘導するものとする。

立退指示方法はサイレン、警鐘、自動車、電話、放送、防災行政無線又は駆足連呼等、迅速かつ確実に住民に徹底する方法により周知するものとする。

【指定緊急避難場所等一覧 別表12-4】 (P73)

第5節 救助

堤防その他の施設が決壊し、または急激な増水による氾濫のため、人命に危険が切迫したときは、消防団長は直ちに人命救助を命じ、または分団長は事態が急を要するときは命令を待たずして直ちに人命救助に当たるものとする。

第13章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位）の提供（伝達方法については、岩手県河川情報システムによる）
- 2 重要水防箇所の手合点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請

- 1 水防管理者は、洪水、津波又は高潮等に際しその被害が甚大であると予想され、水防管理団体のみでは災害を防止することができず、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき、岩手県知事に対し自衛隊の派遣を要請することができるものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

- 2 状況が緊迫し、水防管理者が岩手県知事に連絡のいとまがなく、真に事情やむを得ない場合に限り、緊急措置として水防管理者が防衛大臣又はその指定部隊に対し、その旨及び災害の状況を通知できるものとする。

ただし、この場合には遅滞なくその経緯を岩手県知事へ報告しなければならない。

- 3 自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する活動等は、市計画によるものとする。

第14章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

第2節 公用負担命令権限証

法第28条の規定により、第5章第2節に示す公用負担を命ずる権限を行使するものは、水防管理者又は消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、「公用負担命令権限証」を携行し、必要がある場合はこれを提示すべきものとする。

【公用負担命令権限証 別表14-2】 (P80)

第3節 公用負担命令票

法第28条の規定により、第5章第2節に示す公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として「公用負担命令票」を目的物の所有者、管理者またはこれ等に準ずべき者に提出しなければならない。

【公用負担命令票 別表14-3】 (P80)

第15章 その他

第1節 優先通行標識

法第18条における「標識」は、別表のとおりとする。

【優先通行標識 別表15-1】 (P81)

第2節 身分証票

法第49条第2項における「身分証票」は、別表のとおりとする。

【身分証票 別表15-2】 (P81)

第3節 水防活動実施報告

水防活動を実施したときは、水防管理者は所定の期日までに次を記録した水防活動実施報告書を取りまとめ、県北広域振興局土木部長を経由して知事に報告するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲消防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第4節 水防功労者推薦

水防活動において、特に功労のあった個人または団体について、水防活動終了後速やかに、個人にあつては水防管理者が、団体にあつては県北広域振興局土木部長が、知事に推薦することができる。

【水防功労者推薦様式 別表15-4】 (P82)

第5節 公務災害補償

消防団員及び水防に従事した者が、水防活動に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公

務災害補償条例(岩手県市町村総合事務組合共同処理事務)に定めるところにより補償するものとする。

第6節 水防訓練計画

水防訓練は情報連絡、水門操作、水防工法等の水防活動のほか堤防破損・溢水、決壊、流出、高潮等を想定し、毎年1回以上なるべく出水期前に実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、津波災害のおそれのある区域の消防団は、津波避難訓練に参加するものとする。

第7節 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、本章第6節に示す水防訓練に参加するものとする。

また、津波災害のおそれのある区域の水防協力団体は、津波避難訓練に参加するものとする。

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体の申請があった場合は、別表15-5を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、活動実施要領の内容を本計画に規定するものとする。

【水防協力団体指定要領及び関係様式(案) 別表15-7】 (P83)